

# 法令および定款に基づく インターネット開示事項

第50期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

事業報告の一部、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令並びに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hamakyorex.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株式会社ハマキョウレックス

## 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会長の下に、社長を委員長とした企業倫理（コンプライアンス）委員会を設置し、その運営を通じて監視し、定例的に開催される取締役会及び経営連絡会議への報告により管理徹底を図る。

使用人の教育については、安全衛生委員会及び社員勉強会を通じて、定期的に指導を実施し徹底を図る。また、内部通報制度として、その受け皿は内部監査室長とし、必要に応じて顧問弁護士と連携を密にして対応する。

#### (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その担当職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。詳細は文書管理規程で定める。

#### (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、コンプライアンス委員会の監督を通じて、業務執行に係わるリスクとなる項目を強く認識し、その状況を把握して、損失の未然防止などの管理体制を整備する。

#### (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程により、取締役会を月一回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。

また、業務執行に関しては、執行役員制度を活用し、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程により、その責任と執行の手続きの詳細について定め効率的な管理・運営を図る。

#### (ホ) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

##### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、当社への報告事項や稟議決裁事項を明確にする。当社と子会社とは適切で良好な関係を保ちつつ、相互の独立性を維持するが、子会社の取締役又は監査役を兼任している当社の取締役などは、子会社における職務執行の状況などを遅滞なく当社の取締役会へ報告し、当社の取締役会が問題があると認めた場合は、改善策の策定を求めるものとする。

## ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の取締役は、コンプライアンス委員会の監督を通じて、当社グループの業務執行に係わるリスクとなる項目を強く認識し、その状況を把握して未然防止など管理体制を整備する。
- ・当社グループの事業に関し、重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、損失を最小限に抑えるため、当社は緊急対策本部を設置し、直ちに事業の継続に関する施策を講じる。

## ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会規程により、取締役会を月一回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。

また、業務執行に関しては、執行役員制度を活用し、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程により、その責任と執行の手続きの詳細について定め効率的な管理・運営を図る。

- ・当社は子会社に対し、関係会社管理規程に定める協議、承認事項について、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に経営会議を開催し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、職務執行の効率性を確保する。

## ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び監査役の子会社への派遣、子会社との日常的な情報の共有等、子会社に対する指導及び支援を実施している。

また、財務報告へ反映させるべき事項については、各子会社において文書化された業務プロセスを実行し、子会社管理部門等が検証している。

(へ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役を補助すべき部門は内部監査室とし、構成員を取締役及び執行役員から独立した専従スタッフとして任命し、監査役会の事務局を併せて担当させる。
- ・当該スタッフの人事異動、評価を行う場合は、あらかじめ監査役会に相談し承認を得てから行うこととする。

- ・当社は必要に応じ監査役が求めた場合には、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(ト) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を遅滞無く当社の監査役に報告しなければならないことを周知徹底する。

- ・取締役会、経営連絡会議などの重要な会議で決議された事項
- ・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・内部監査室が実施した監査の結果
- ・企業倫理（コンプライアンス・コーポレートガバナンス）に関する事項
- ・内部通報の内容及び状況
- ・その他職務遂行上必要と判断した事項

(チ) (ト) の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ・内部通報の内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、内部監査室は、速やかに監査役に通知する。

(リ) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(ヌ) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査役会は定期的な会合を実施して、監査役との意思の疎通を図る。
- ・内部監査室と監査役は連絡会議を定期的に開催し情報交換等行い、連携を図る。
- ・監査役は、監査役会規程・監査役監査規程及び内部監査規程により主要な会議に出席し、また関係する資料を閲覧することが出来るものとする。

また、主要な拠点（関係会社を含む。）の実査を原則として2年を目途に一巡して、監査を実施することとする。

## (ル) 反社会的勢力排除のための体制

反社会的勢力への対応行動規範として、社内規程に「倫理綱領」を定め、役員に守るべきルールとして位置付けている。反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を持たないこととしており、反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係解消を図る。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体からの不当要求に対しては、代表取締役以下組織全体で断固として対応し、隠蔽工作や資金提供は絶対に行わない。事態発生の際には、早い段階で警察に相談し、適切な指導を受けながら対応する。反社会的勢力による被害を未然に防止するために、取引先に対する属性管理を厳格に行い、当該勢力を排除する体制をとる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

①当社および当社グループ会社は、遵守すべき法令、社内ルール等の周知・徹底を図るために、計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。当社及び当社グループは、企業倫理（コンプライアンス）委員会を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営連絡会議への報告により管理徹底を図っております。

②金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。会計監査人とは、定期的に意見交換、情報共有を行っているほか、必要に応じて内部監査結果等を共有しています。当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

③当社の取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議及び報告事項について活発な意見交換がなされております。

なお、社外取締役に対しましては、事前に議案説明を行うほか、議案に関連して資料提供、情報提供の要請があった場合は、速やかに対応しております。

また、定期的に経営会議を開催し、本会議体の場において、損失の伴う恐れのあるリスク情報・経営管理情報とその対策の報告の共有を図り、検討を行い業務執行の効率性を確保しております。

④当社の定款および監査役会規程により、監査役会を開催し、監査役会において決議された監査計画に基づいた監査を実施しております。また、監査役は取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程に基づく業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を表明し

ています。また、代表取締役との定期的な会合を実施して、経営方針、会社が対処すべき課題などを話題として、意思の疎通を図っております。

毎月、監査役は内部監査室と定期的に会議を開催し情報交換等を行い、連携を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,547	6,445	48,373	△40	61,325
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,322		△1,322
親会社株主に帰属する当期純利益			6,427		6,427
自己株式の取得				△602	△602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,105	△602	4,502
当 期 末 残 高	6,547	6,445	53,478	△643	65,827

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	120	△129	△9	8,508	69,824
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,322
親会社株主に帰属する当期純利益					6,427
自己株式の取得					△602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	149	63	213	778	992
連結会計年度中の変動額合計	149	63	213	778	5,494
当 期 末 残 高	270	△66	204	9,287	75,318

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

株式会社スーパーレックス、高塚運送株式会社、近物レックス株式会社、東海乳菓運輸株式会社、都運輸株式会社、三重近物通運株式会社、茨城県貨物自動車運送株式会社、松本運送株式会社、大浜運輸株式会社、浜松興運株式会社、株式会社ロジ・レックス、千葉三港運輸株式会社、シュタープ株式会社、藤栄運輸株式会社、千代田運輸株式会社、株式会社スーパーサービス、株式会社HMKロジサービス、株式会社エービーエクスプレス、近物ロケーションサービス株式会社、株式会社シティーライン、栄進急送株式会社、マルコ物流有限会社

2021年2月18日付けで栄進急送株式会社及びマルコ物流有限会社の発行済株式100%を取得し、連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

上海濱神物流有限公司、HAMAKYOREX CO., LTD.、濱協物流通(香港)有限公司、浜協サービス株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

上海濱神物流有限公司、HAMAKYOREX CO., LTD.、濱協物流通(香港)有限公司、浜協サービス株式会社

(関連会社)

レクソル株式会社、株式会社LIG、Samvardhana Motherson Hamakyorex Engineered Logistics Limited.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社3社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資勘定については持分法を適用せず原価法により評価しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

1月末日を決算日とする会社

都運輸株式会社、茨城県貨物自動車運送株式会社、三重近物通運株式会社、株式会社エービーエクスプレス、近物ロケーションサービス株式会社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、近物レックス株式会社の建物（建物附属設備を含む）及び、その他の会社の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械装置 12～17年

車輛運搬具 4年

その他 4～12年

（工具・器具・備品）

###### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

（自社利用分）

###### ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見積額を計上しております。

###### ② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

###### ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

###### ④ 厚生年金基金解散……………一部の連結子会社が加入している厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、金融商品に関する会計基準に定める特例処理を行っています。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金利

(ハ)ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時期及びその後も継続して金利変動による支払金利の増加リスクを完全に減殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんは、効果の発現する期間に応じて均等償却しております。なお、金額の重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

②重要な収益費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更に関する事項

該当事項はありません。

5. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)および米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

6. 表示方法の変更に関する事項

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸料原価」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「賃貸料原価」は、49百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

翌連結会計年度の連結計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	定期預金	10百万円
	建物	7,214百万円
	土地	23,987百万円
	計	31,212百万円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	13,963百万円
	長期借入金	4,997百万円
	手形割引高	220百万円
	その他固定負債	14百万円
	計	19,195百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		57,502百万円
	減価償却累計額には、減損損失累計額41百万円が含まれております。	
3. 受取手形割引高		220百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,012,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月11日 取締役会	普通株式	664百万円	35円	2020年3月31日	2020年6月17日
2020年10月28日 取締役会	普通株式	657百万円	35円	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	751百万円	40円	2021年3月31日	2021年6月16日

#### IV. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、変動する金利のリスクに対応するため使用し、投機目的の取引、レバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収金並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。また、長期貸付金は、当社及び一部の連結子会社において従業員に対して貸付を行っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務であります支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達及び営業取引に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の変動リスクに対応するための取引であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク

当社は、営業業務管理規程にしたがい、受取手形及び営業未収金、リース投資資産、貸付金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、各営業部においてモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、各営業部においてモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

###### ② 市場リスク（金利等の変動リスク）

金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告され、早期把握やリスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取締役会で規定されたデリバティブ管理規程に基づき、管理部が集中管理しており、管理部が起案する稟議書によってのみ行われます。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 ※1	時価 ※1	差額
(1) 現金及び預金	15,732	15,732	—
(2) 受取手形及び営業未収金	15,076	15,076	—
(3) リース投資資産	1,531	1,531	—
(4) 投資有価証券	1,645	1,645	—
(5) 長期貸付金	20	17	(2)
(6) 差入敷金保証金	2,026	2,013	(12)
資産計	36,031	36,015	(15)
(1) 支払手形及び営業未払金	(6,965)	(6,965)	—
(2) 短期借入金	(17,214)	(17,214)	—
(3) リース債務（流動）	(2,029)	(2,029)	—
(4) 長期借入金	(5,586)	(5,497)	88
(5) リース債務（固定）	(4,722)	(4,678)	43
負債計	(36,518)	(36,385)	132
デリバティブ取引	—	—	—

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収金

受取手形及び営業未収金は、全て短期であるため、時価と信用リスクを加味した当該帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、将来キャッシュ・フローを新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される、利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 差入敷金保証金

差入敷金保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 支払手形及び営業未払金

支払手形及び営業未払金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金、及び(3)リース債務（流動）

短期借入金及びリース債務（流動）は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金、及び(5)リース債務（固定）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額983百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,514円68銭
2. 1株当たり当期純利益	341円69銭

## VI. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象はありません。

## VII. その他の注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日 )  
( 至 2021年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益	剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	6,547	6,453	48	104	14,779
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩				△2	
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△2	-
当 期 末 残 高	6,547	6,453	48	102	14,779

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	17,778	△40	45,671	86	45,757
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	2				
剰余金の配当	△1,322		△1,322		△1,322
当期純利益	4,691		4,691		4,691
自己株式の取得		△602	△602		△602
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				86	86
事業年度中の変動額合計	3,371	△602	2,766	86	2,853
当 期 末 残 高	21,150	△643	48,437	172	48,610

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

構築物 10～30年

機械装置 12～17年

車輛運搬具 4年

工具・器具・備品 4～12年

##### (2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

（自社利用分）

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上することとしております。

##### (2) 賞与引当金……………

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、金融商品に関する会計基準に定める特例処理を行っております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(ハ)ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時期及びその後も継続して金利変動による支払金利の増加リスクを完全に減殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2)重要な収益費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(3)消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

7. 会計上の見積りに関する事項

翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	1,411百万円
	土地	2,648百万円
	計	4,059百万円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	290百万円
	一年以内返済予定長期借入金	51百万円
	長期借入金	148百万円
	計	489百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		17,617百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
金銭債権		2,418百万円
金銭債務		262百万円
4. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務		
金銭債権		317百万円

## III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	229百万円
	営業費用	1,493百万円
	営業取引以外の取引高	531百万円

## IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	224,680株

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	85百万円
貸倒引当金	130百万円
退職給付引当金	237百万円
未払事業税	83百万円
資産除去債務	70百万円
役員退職慰労金打切支給	94百万円
その他	32百万円
繰延税金資産 合計	734百万円
(繰延税金負債)	
有形固定資産	△25百万円
その他有価証券評価差額金	△75百万円
固定資産圧縮積立金	△43百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債 合計	△147百万円
繰延税金資産負債の純額	587百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未經過リース料	
1 年 以 内	1,473百万円
1 年 超	2,691百万円
合 計	4,164百万円

(貸主側)

未經過リース料	
1 年 以 内	375百万円
1 年 超	751百万円
合 計	1,126百万円

#### VII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	近物レックス 株式会社	73.0%	運送の委託	受取利息 (注)	7	関係会社 長期貸付金	1,500
子会社	千代田運輸 株式会社	100.0%	物流業務の 委託	資金の貸付 貸付の回収 受取利息 (注)	230 24 3	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	41 634

(注) 貸付利息は市場金利を勘案して利率を決定しております。

#### VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,587円41銭  
 2. 1株当たり当期純利益 249円41銭

#### IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### X. その他の注記

該当事項はありません。